

岐阜県町村議会議長会規約

昭和24年9月26日制定

昭和31年11月12日一部改正

平成6年4月1日一部改正

平成15年6月3日一部改正

平成20年10月10日全部改正

平成24年1月20日一部改正

第1章 総則

(名称及び組織)

第1条 本会は、岐阜県町村議会議長会と称し、岐阜県内の町村議会議長をもって組織する。

(所在地)

第2条 本会は、事務局を岐阜市藪田南5丁目14番53号 岐阜県県民ふれあい会館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、町村議会の円滑な運営を図り、地方自治の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町村議会運営の研究
- (2) 地方自治振興発展に関する調査研究
- (3) 町村自治機関並びにその他公共団体との連絡調整
- (4) 全国町村議会議長会及び関係団体との連絡並びに協力
- (5) その他目的達成に必要な事項

第2章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 2人
- (4) 監事 2人

(役員を選任の方法)

第6条 会長、副会長、理事及び監事は、評議員の中から総会において互選

する。

2 評議員は、町村議会議長をもって充てる。

(役員 of 職務)

第7条 会長は会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、会務に参加し、理事会において第13条第3項に規定する事項について審議する。

4 監事は、会計を監査する。

(役員 of 任期)

第8条 会長、副会長、理事及び監事の任期は、2年とする。

2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、前任者の任期満了の前日に選任を行った場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 前任者の任期満了の日後に選任を行う場合においては、前任者は後任者が就任するまでその職務を行うことができる。

4 補欠により会長、副会長、理事及び監事となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員 of 報酬等)

第9条 役員には報酬を支給しない。ただし、必要に応じ実費を弁償することができる。

(顧問及び相談役)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長の推薦により評議員会の議決を経てこれを委嘱する。

第3章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、理事会及び評議員会とする。

(総会)

第12条 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回、臨時総会は必要に応じて開催する。

2 総会は、町村議会議長をもって構成する。

3 総会において付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 規約の制定及び改廃の議決

- (2) 本会の重要な施策及び運営に関する事項の議決
 - (3) 役員を選任
 - (4) 予算の報告
 - (5) 事業報告及び決算の報告
 - (6) その他会長において特に必要と認めた事項
- 4 総会は、会長が招集する。ただし、町村議会議長の4分の1以上から会議に付すべき事件を示して臨時総会の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
 - 5 総会における議長の職務は、会長が行う。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理し、会長、副会長ともに事故があるときは、町村議会議長の互選により行うものとする。
 - 6 総会は、町村議会議長の半数以上の者が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
 - 7 総会の議事は、出席している者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 8 前項の場合においては、議長は議決に加わる権利を有しない。

(理事会)

第13条 理事会は、会長が必要があると認めた場合に開催する。

- 2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。
- 3 理事会において付議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会務の運営上重要な事項
 - (2) その他会長が必要と認めた事項
- 4 理事会における議長の職務は、会長が行う。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理し、会長、副会長ともに事故があるときは、理事の互選により行うものとする。
- 5 理事会は、役員半数以上の者が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、出席している役員過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 前項の場合においては、議長は議決に加わる権利を有しない。

(評議員会)

第14条 評議員会は、会長が必要があると認めた場合に開催する。

- 2 評議員会は、町村議会議長をもって構成する。
- 3 評議員会において付議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会の付議事項

- (2) 事業計画及び予算の議決
 - (3) 決算の認定
 - (4) 会務の運営上緊急を要する事項
 - (5) その他会長が必要と認めた事項
- 4 評議員会における議長の職務は、会長が行う。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理し、会長、副会長ともに事故があるときは、評議員の互選により行うものとする。
- 5 評議員会は、評議員の半数以上の者が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 6 評議員会の議事は、出席している者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 前項の場合においては、議長は議決に加わる権利を有しない。

第4章 調査研究機関

(調査研究機関)

- 第15条 会長は、特定事項を調査研究する必要があるときは、評議員会に諮り、本会に特別な機関を設けることができる。
- 2 前項の機関を設ける場合には、その構成及び運営、その他必要な事項を併せて評議員会に諮らなければならない。

第5章 事務局

(事務局の設置)

- 第16条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及びその他の職員を置き、会長が任免する。

(事務局の組織)

- 第17条 事務局の組織、所掌事務等については、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

- 第18条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金並びにその他の収入をもってこれを支弁する。
- 2 会費は、本会を組織する町村議会の負担とし、その金額及び分賦方法等は毎年度予算で定める。

(予算及び決算)

- 第19条 本会の毎年度歳入歳出予算は、会長がこれを調整し、年度開始前

に評議員会の議決を経て毎年度の総会に報告しなければならない。

第20条 本会の決算は、会長がこれを監事の審査に付し、評議員会の認定を経て、毎年度の総会に報告しなければならない。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 補則

(委任)

第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、評議員会の議決を経てこれを定める。

附 則

この規約は、平成20年10月10日から施行する。ただし、この規約施行の際、最初の第8条第1項に規定する役員の任期は、同条同項の規定にかかわらず、平成20年10月10日から平成21年5月31日までとする。

附 則

1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規約による改正前の規約に基づき選任された役員の任期は、第8条の規定にかかわらず、平成25年5月31日までとする。